

防運情第8186号
23.7.1
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防整情(事)第229号
令和5年6月28日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の
所要額の評価等について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の
所要額の評価等について

1 趣旨

この通達は、防衛省における情報システムの整備、維持及び管理（以下「整備等」という。）の効率化・合理化の推進及び公平性の確保を図るため、情報通信技術の分野における専門的な知識及び経験並びに独立性及び中立性を有する外部有識者から防衛省の情報システムの整備等に関する概算要求の所要額の妥当性について評価及び助言（以下「評価等」という。）を受けるために必要な事項について定めるものとする。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第2号に規定する情報システムをいう。
- (2) 機関等 防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局又は防衛装備庁をいう。

3 外部有識者による評価等

- (1) 機関等は、整備計画局長が指定する情報システムの整備等に関する概算要求を行おうとするときは、あらかじめ、整備計画局長が指定する外部有識者から概算要求を予定する所要額の積算内容及び整備等の手法に関する評価等を受けなければならない。
- (2) 機関等は、前号に規定する評価等を受けるに際し、外部有識者から意見陳述、資料提出その他評価等に必要な事項の要請があったときは、これに協力しなければならない。

- (3) 整備計画局サイバー整備課長は、外部有識者が第1号に規定する評価等を行おうとするときは、あらかじめ、外部有識者に機関等の意見を聴取させるなど、その評価等が適切かつ的確に行われることを確保するものとする。
- (4) 機関等は、第1号の規定による評価等を受けた場合は、特別の理由があるときを除き、その結果を概算要求へ適切に反映させるものとする。

4 委任事項

本通達の運用に関し必要な細部の事項は、整備計画局長が定めるものとする。